

塩竈市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)に係る
請求の際の留意事項について

1. 算定例

(1) 第1号訪問事業の場合

	例示	請求単位数
例1	週1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供	1,176単位(1月につき)
例2	週1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供予定であったが、通院のため1か月に4回サービスを提供	1,176単位(1月につき)
例3	週2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供	2,349単位(1月につき)
例4	週2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供予定であったが、通院のため1か月に8回サービスを提供	2,349単位(1月につき)
例5	週2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回サービスを提供	272単位(1回につき)×3回=816単位

(2) 第1号通所事業の場合

	例示	請求単位数
例1	週1回程度の利用者(要支援1)に対し、1か月に4回サービスを提供	1,672単位(1月につき)
例2	週1回程度の利用者(要支援1)に対し、1か月に5回サービスを提供予定であったが、通院のため1か月に4回サービスを提供	1,672単位(1月につき)
例3	週2回程度の利用者(要支援2)に対し、1か月に8回サービスを提供	3,428単位(1月につき)
例4	週2回程度の利用者(要支援2)に対し、1か月に9回サービスを提供予定であったが、通院のため1か月に8回サービスを提供	3,428単位(1月につき)
例5	週2回程度の利用者(要支援2)に対し、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回サービスを提供	395単位(1回につき)×3回=1,185単位

2. 第1号訪問事業又は第1号通所事業と、ショートステイ併用時の取扱い

(1) 当該月の第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用が規定回数を超え、月額請求となる場合、今までどおり日割り単価を用います。

例1: 要支援1の認定をお持ちの方が、6月にショートステイを5日間、第1号通所事業を4回利用した場合

第1号通所事業利用分: (54単位/1日につき×25日) + 各加算
ショートステイ利用分: ショートステイの利用料金

(2) 当該月の第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用が規定回数以下となり、1回につき単位の請求となる場合、日割り単価は使用しません。

例2: 要支援1の認定をお持ちの方が、6月にショートステイを5日間、第1号通所事業を2回利用した場合

第1号通所事業利用分: (378単位/1回につき×2回) + 各加算
ショートステイ利用分: ショートステイの利用料金

資料 4

3. 日割り請求に関する取扱い

月の途中で区分変更を行う等月額報酬が馴染まない場合、従来通り日割り計算による請求を行います。

以下の事由に該当する場合、日割りで算定し、1回につき単位は使用しません。

- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中で終了した場合は、月初めから起算日までの期間

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日	
介護予防・日常生活支援総合事業	開始	区分変更(要支援1⇔要支援2) 区分変更(事業対象者→要支援)	変更日	
		区分変更(要介護→要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) 事業開始(指定有効期間開始) 事業所指定効力停止の解除	契約日	
		利用者との契約開始日	契約日	
		介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが訪問型サービス(みなし、独自)の場合) 介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが通所型サービス(みなし、独自)の場合)	契約解除日の翌日	
		介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居	退去日の翌日	
		介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日	
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日	
		訪問型サービス(みなし、独自)	区分変更(要支援1⇔要支援2) 区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		通所型サービス(みなし、独自)	区分変更(事業対象者→要介護) 区分変更(要支援→要介護) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) 事業廃止(指定有効期間満了) 事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		終了	利用者との契約解除	契約解除日
介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが訪問型サービス(みなし、独自)の場合) 介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが通所型サービス(みなし、独自)の場合)	サービス提供日の前日			
介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居	入居日の前日			
介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始	サービス提供日の前日			
介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所	入所日の前日			